

宇陀市、曾爾村、御杖村、奈良県立宇陀高等学校、奈良県教育委員会、  
奈良教育大学の包括連携に関する協定書（案）

(目的)

第1条 宇陀市、曾爾村、御杖村（以下「市村」という。）、奈良県立宇陀高等学校（以下「高校」という。）、奈良県教育委員会（以下「教委」という。）及び奈良教育大学（以下「大学」という。）は、相互に連携又は協力して、市村の活性化及び市村の就学前教育施設及び義務教育諸学校（以下「学校」という）と高校における教育・保育活動の充実を実現することを目的とする。

(連携及び協力する事項)

第2条 市村、高校、教委、大学（以下「協定締結者」という。）は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携又は協力をすること。

- (1) 市村のまちづくり活動の充実に関すること。
- (2) 市村の保育、福祉の充実に関すること。
- (3) 学校と高校における教育・保育活動の充実に関すること。
- (4) その他、前条の目的に関すること。

2 前項の連携又は協力を効果的に推進するため、具体的な取組内容、実施方法等について、協定締結者が協議の上、別途定める。

(協定の期間)

第3条 包括的な連携に関する協定（以下「本協定」という。）は、協定締結日より発効し、令和6年3月31日まで有効とする。

- 2 本協定で定める事項については、協定締結日から令和6年3月31日までの間、協定締結者に加え、奈良県立榛生昇陽高等学校と奈良県立大宇陀高等学校にも適用されるものとする。
- 3 有効期間終了の30日前までに、協定締結者のいずれかから、有効期間終了の意思表示がない限り、1年間延長し、以降も同様とする。

(守秘義務)

第4条 本協定に基づき、協定締結者が知り得た秘密情報については、本協定の有効期間の前後を問わず、第三者に対し開示し、又は漏らしてはならない。ただし、事前に書面により協定締結者の承諾を得ている場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

(変更及び解除)

第5条 協定締結者のいずれかが本協定の変更又は解除を申し出たときは、協定締結者が協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

(その他)

第6条 この協定書に定めるもののほか、必要な事項は、協定締結者が協議の上、定めるものとする。

- 2 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、協定締結者で協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書6通を作成し、協定締結者が署名の上、各自  
その1通を保有する。

令和4年 月 日

奈良県宇陀市榛原下井足17番地の3  
宇陀市

宇陀市長 印

奈良県宇陀郡曾爾村大字今井495番地の1  
曾爾村

曾爾村長 印

奈良県宇陀郡御杖村大字菅野368番地  
御杖村

御杖村長 印

奈良県宇陀市榛原下井足210  
奈良県立宇陀高等学校

校 長 印

奈良県奈良市登大路町30  
奈良県教育委員会

教 育 長 印

奈良県奈良市高畠町  
奈良教育大学

学 長 印